工業標準の制定・日本工業規格の改正に関する説明資料

制定・改正の別

制定

工業標準案・日本工業規格の改正案の番号及び名称

規格番号　　JIS A8202-1

規格名称　　トンネル工事機械－安全－第１部：シールド及び推進機の要求事項

改正の場合、現行規格名称

［団体規格を基礎とした場合は団体規格番号及び名称］

主務大臣

経済産業大臣及び厚生労働大臣の共管

共管大臣への提案（予定）年月：　平成１７年１０月

工業標準化法上の適用条文

第２条１号　鉱工業品の安全度

第２条４号　鉱工業品の使用方法

制定・改正の内容等に関する事項

・制定・改正の必要性及び期待効果

この規格は，平成 13 年 6 月 1 日に厚生労働省から通達された“機械の包括的安全対策に関する指針”に適合する規格として作成する。

この規格は，トンネル掘削機の中のシールド及び推進機の安全を図る目的で制定するものであり，主として製造業者が機械に具備すべき安全方策について規定している。

・規定項目又は改正点

主な規定項目：適用範囲，引用規格，定義，重大な危険源のリスト，安全要求事項及び／又は安全方策，安全要求事項及び／又は安全方策の検証，使用上の情報，附属書１（規定）重大な危険源のリスト

・制定・改正の主旨

主務大臣委託・作成（法１１条）の場合：制定・改正の重点分野記号

基礎的・基盤的分野

原案作成に関する事項

・原案作成状況

原案作成年度　　平成１６年度

原案作成機関名　　社団法人　日本建設機械化協会

特定標準化機関以外

財団法人　日本規格協会

特定標準化機関以外

原案作成委員会構成　　a.生産者側委員会　　8　名

b. 使用消費者側委員会　　8　名
c. 販売側委員会　　0　名
d. 中立・学識経験者委員　　10　名

備考）原案作成委員会の構成表及び開催状況（小委員会、分科会を含む）
別紙のとおり

・原案作成区分
法１１条による：原案委託

・経済産業省所轄原局原課の意見　賛成
原局原課名　産業機械課

・原案の様式等調整
ＪＳＡが調整済み

・原案作成の審議中問題となった点（少数意見を含む）
a）製造業者の負うべき責任範囲について　この規格で扱うトンネル掘削機は，掘削機械及び後続設備によって構成される。海外ではトンネル機械製造業者がそれらすべてを製造・調達・供給することが一般通念であるが，国内においては，一部の補助機器に使用者自らが所有する機器を適用する場合がある。この場合の当該設備機器に関する製造業者の安全責任の範囲を明記した。
また，トンネル掘削機の設計・製造仕様は，地質などの施工条件と密接に結び付いているため，想定した施工条件以外での機械の再利用に関する責任は，使用者にあることを明記した。
b）施工現場における機械の組立及び解体に関する情報について　この規格で扱うトンネル掘削機は，一般の土工機械，道路機械などの単一機械と異なり，プラント的な色彩が強い。したがって，その輸送・保管を含めた組立設置及び解体手順は，施工現場の立地条件及び作業条件によって大きく異なり，作業そのものの規模が大きく，官辺手続きも必要になる。したがって，これらの情報は，取扱説明書とは別に製造業者が使用者に対し提供するものとした。

・原案作成の審議中に行った調査、試験等の概要

日本工業標準調査会の審議に関する事項
・部会名：標準部会（部会長：二瓶　好正）

・専門委員会：産業機械技術（専門委員会長：小林　英男）

・審議経過

WG 議決年月日	年	月	日
専門委員会議決年月日	年	月	日
部会議決年月日	年	月	日

・審議中問題となった点

国際流通への影響に関する事項
・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性

無

・海外規格の状況と本規格との関係
この種の規格としては，欧州機械指令の安全必須要求事項に適合する prEN 12336：1996 があるが，本規格は，prEN 12336：1996 を参考にしながらも日本での使われ方，現場環境，産業技術，経済・社会通念，関連法案なども考慮してまとめたものである。

・JIS の制定・改正が輸入に悪影響を及ぼさない理由
その他（具体的に）EN 規格の内容も参考にしており，本規格の規定内容は海外の規格品と同水準である。

・News from METI への掲載日（既実施の場合）　平成１７年　５月２７日

・WTO/TBT 協定に基づく意見受付公告実施日（既実施の場合）　平成１８年１２月２８日

・審議過程における外国人参加・意見受付の有無
無

・生産・輸出入状況
年間生産数量　　266 台
（生産額 27,200 百万円 ）
年間の輸出数量　－
（輸出額 10,077 百万円 ）
年間の輸入数量　－
（輸入額 － ）
出典　　社団法人日本建設機械工業会 2005 年統計データ
統計年度　　平成１７年度

・既制定の類似・関連 JIS との関係

・関連する強制法規
無

・関連する公共調達基準
無

・工業所有権等知的財産権
無

・著作権
主務大臣が保有

・適合性評価の適用
<H66-1-A>適用に対応できる（している）
→JIS 工場/事業所の状況　<H66-1-1-A>工場/事業所あり</H66-1-1-A><H66-1-2-A>工場/事業所なし</H66-1-2-A><H66-1-3-A>不明</H66-1-3-A>

</H66-1-A><H66-2-A>適用に対応できない（しない）
</H66-2-A>

・試験所認定制度の適用（継続的な非指定品目について）
適用していない

・業務計画記載の有無
有（平成１８年度）

・ＩＣＳ分類コード